

岐阜県公報

号外(三) 平成二十九年三月二十八日

目次

規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活政策課)

一頁

規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十五号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公告」を「公表」に改め、同条第一項中「公告は、岐阜県公報に登載して」を「公表は、県が開設するインターネットのホームページに掲載して」に改める。

第二十四条の見出し中「助成金支給書類等」を「助成金支給書類」に改め、同条中「法第五十四条第三項の書類の提出については」とし、法第五十四条第四項の書類の提出については別記第二十一号様式」を削る。

第二十五条第一項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第二十六条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「別記第二十二号様式」を「別記第二十一号様式」に改める。

別記第三号様式備考第七号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記第四号様式備考第二号③中「第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項」を「法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項」に、「第10条第1項第8号」

④「法第10条第1項第8号」⑤「法第35条第1項の財産目録」⑥「法第35条第1項の財産目録」⑦⑧「同項第3号」⑨「同項第3号」⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(その金額が200万円以上の場合に限る。)」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「要しない。）」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「第39条第2項」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定の」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「第58条第1項の特別認定」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「当該認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(その金額が二百万円以下の場合に限る。)」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「認定年月日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

認定(仮認定)年月日
認定(仮認定)の有効期間

認定(特例認定)年月	認定(特例認定)有効
------------	------------

「特例認定特定非営利活動法人」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(仮認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(特例認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「平成二十九年四月一日から施行する。」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(仮認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(特例認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(仮認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

「(特例認定)の日」㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿